

名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第10号

名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則

(名古屋市図書館館則の一部改正)

第 1 条 名古屋市図書館館則 (昭和26年名古屋市教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第 5 条 図書その他の資料を亡失又は損傷したときは、館長 (鶴舞中央図書館 (以下「中央図書館」という。)) にあっては中央図書館の副館長、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館にあっては千種図書館長、中村図書館及び富田図書館にあっては中川図書館長、緑図書館、徳重図書館及び天白図書館にあっ	第 5 条 図書その他の資料を亡失又は損傷したときは、館長 (鶴舞中央図書館 (以下「中央図書館」という。)) にあっては中央図書館の副館長、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館にあっては千種図書館長、 <u>北図書館、楠図書館及び山田図書館</u> にあっては <u>西図書館長</u> 、中村図書館及び富田図書館にあっては中

<p>ては瑞穂図書館長。次項において同じ。)の指示するところに従って、代品又は相当の代金をもって弁償させる。ただし、天災その他やむをえない事由による場合はこの限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退館を命ずることがある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他館長(東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館にあっては、指定管理者。以下同じ。)において支障があると認める者</p> <p>第30条 条例第5条第2項の規定による<u>東図書館、北図書館、楠図書館、山田図書館、中村図書館、富田図書館、港図書館、南陽図書館、南図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館</u>(以下「東図書館等」という。)の指定管理者の指定の申請は、名古屋市図書館指定管理者指定申請書(別記様式)によって行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>川図書館長、<u>港図書館、南陽図書館及び南図書館</u>にあっては<u>熱田図書館長</u>、<u>緑図書館、徳重図書館及び天白図書館</u>にあっては瑞穂図書館長。次項において同じ。)の指示するところに従って、代品又は相当の代金をもって弁償させる。ただし、天災その他やむをえない事由による場合はこの限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退館を命ずることがある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他館長(東図書館、<u>北図書館、楠図書館、山田図書館、中村図書館、富田図書館、港図書館、南陽図書館、南図書館</u>、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館(以下「東図書館等」という。))にあっては、指定管理者。以下同じ。)において支障があると認める者</p> <p>第30条 条例第5条第2項の規定による<u>東図書館等</u>の指定管理者の指定の申請は、名古屋市図書館指定管理者指定申請書(別記様式)によって行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

(名古屋市図書館処務規則の一部改正)

第2条 名古屋市図書館処務規則(昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
-----	-----

<p>(館長等の職務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 分館(東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館を除く。以下同じ。)の館長は、上司の命を受け、分館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(分館の組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは千種図書館において、中村図書館及び富田図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは中川図書館において、緑図書館、徳重図書館及び天白図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは瑞穂図書館において処理する。</p>	<p>(館長等の職務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 分館(東図書館、北図書館、楠図書館、山田図書館、中村図書館、富田図書館、<u>港図書館、南陽図書館、南図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館を除く。以下同じ。</u>)の館長は、上司の命を受け、分館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(分館の組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは千種図書館において、<u>北図書館、楠図書館及び山田図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは西図書館において、中村図書館及び富田図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは中川図書館において、<u>港図書館、南陽図書館及び南図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは熱田図書館において、緑図書館、徳重図書館及び天白図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは瑞穂図書館において処理する。</u></u></p>
--	--

別表第2 中央図書館整理課における奉仕調査に関する業務に従事する者の項の次に次のように加える。

学校との連携の推進に関する業務に従事する者	1日について午前8時45分から午後5時までの間において7時間30分とする。	1日について45分とする。	4週間を通じて12日とする。
-----------------------	---------------------------------------	---------------	----------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(公所と称する規則の一部改正)

2 公所と称する規則(昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
次に掲げるものを公所と称する。 (略) 図書館分館(東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館を除く。) (略)	次に掲げるものを公所と称する。 (略) 図書館分館(東図書館、 <u>北図書館</u> 、 <u>楠図書館</u> 、 <u>山田図書館</u> 、中村図書館、富田図書館、 <u>港図書館</u> 、 <u>南陽図書館</u> 、 <u>南図書館</u> 、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館を除く。) (略)